

## 補助金の申請から交付までの流れ

### 直接申請(購入者が市の窓口へ申請)

#### (1) 市内ヘルメット販売事業者で自転車乗車用ヘルメットを購入する。



購入の際、販売事業者に領収書等の発行を依頼する。

※ (2)「① 領収書等」に記載を必要とする事項の記入をお願いする。

#### (2) 「第1号様式 交付申請書兼請求書」を市民活動支援課窓口へ直接提出する。



申請書等は、市民活動支援課窓口又は市ホームページから入手できます。

申請に必要な添付書類

① 領収書等(次の内容が記載されているもの)

ア 申請者又は使用者の氏名

イ 領収日

ウ ヘルメット購入価格

エ 購入店

オ 品名・品番

② 安全基準の認証の確認ができるもの(現物写真、カタログ、保証書等の写し)

③ 申請者の住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)

④ 申請者の市税完納証明書

⑤ 振込先の口座が確認できる通帳等の写し

【注意】「③ 申請者の住民票の写し」、「④ 申請者の市税完納証明書」については、  
交付申請書兼請求書裏面にて閲覧同意をいただければ提出の必要なし。

#### (3) 「第7号様式 交付(不交付)決定通知書兼確定通知書」が郵送で到着する。



申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送する。

① 使用者が重複していないかを台帳で確認する。

② 申請者、使用者の「住所、氏名、生年月日」を確認する。

③ 申請者の市税の完納状況を確認する。

※ 月の1日から15日までと16日から31日までの申請をまとめて、審査し、決定兼確定を行う。

#### (4) 補助金が指定口座に振り込まれる。

交付決定通知書兼確定通知書の日から30日以内に振込。